

令和6年度から令和8年度までの介護保険料

保険料段階第1・第2・第3段階の方の保険料については、国の施策（公費による保険料軽減）により負担軽減が図られています。

○保険料段階別の保険料金額及び基準額に対する割合

段 階	（ 対 象 者 ）	基準額に 対する割合	月額 (円)	年額(円)
第1段階	○生活保護の受給者 ○世帯全員が村民税非課税かつ 老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が村民税非課税かつ 本人の合計所得金額＋年金収入に係る所得が 80万円以下の者	0.285 (0.455)	1,500 (2,500)	18,800 (30,000)
第2段階	○世帯全員が村民税非課税かつ 本人の合計所得金額＋年金収入に係る所得が 120万円以下の者	0.485 (0.685)	2,600 (3,700)	32,000 (45,200)
第3段階	○世帯全員が村民税非課税かつ 第1、第2段階以外の者	0.685 (0.69)	3,700 (3,700)	45,200 (45,500)
第4段階	○本人が村民税非課税（世帯に課税者有）かつ本人 の合計所得金額＋年金収入に係る所得が80万 円以下の者	0.90	4,900	59,400
第5段階 (基準額)	○本人が村民税非課税（世帯に課税者有）	1.00	5,500	66,000
第6段階	○村民税課税かつ 合計所得金額120万円未満の者	1.20	6,600	79,200
第7段階	○村民税課税かつ 合計所得金額120万円以上210万円未満の者	1.30	7,100	85,800
第8段階	○村民税課税かつ 合計所得金額210万円以上320万円未満の者	1.50	8,200	99,000
第9段階	○村民税課税かつ 合計所得金額320万円以上410万円未満の者	1.70	9,300	112,200
第10段階	○村民税課税かつ 合計所得金額410万円以上500万円未満の者	1.90	10,400	125,400
第11段階	○村民税課税かつ 合計所得金額500万円以上590万円未満の者	2.10	11,500	138,600
第12段階	○村民税課税かつ 合計所得金額590万円以上680万円未満の者	2.30	12,600	151,800
第13段階	○村民税課税かつ 合計所得金額680万円以上の者	2.40	13,200	158,400

※別枠公費により第1段階～第3段階の保険料が引き下げられています。（軽減前の保険料率、保険料は（ ）内）